



# 三重県公報

令和8年3月17日 (火)

第 702 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
7	三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	( 都 市 政 策 課 )	2
<b>告 示</b>			
162	三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金の承認の一部を改正する告示	( 文 化 振 興 課 )	5
163	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	5
164	同件	( 同 )	6
165	同件	( 同 )	6
166	同件	( 同 )	7
167	同件	( 同 )	7
168	同件	( 同 )	8
169	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 雇 用 経 済 総 務 課 )	8
170	公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧	( 港 湾 ・ 海 岸 課 )	9
171	臨港地区の指定及びその関係書類の縦覧	( 同 )	10
<b>公 安 委 告 示</b>			
6	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	( 公 安 委 員 会 )	10
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	( 農 地 調 整 課 )	13
	土地改良区役員の就任の届出	( 同 )	13
	基本測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	13
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	( 都 市 政 策 課 )	14
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 水 産 資 源 管 理 課 )	14
<b>正 誤</b>			
	令和7年12月24日付け三重県公報号外	( 人 事 委 員 会 ・ 教 育 委 員 会 )	14

規 則

三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第七号

三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

三重県屋外広告物条例施行規則（昭和四十一年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(堅ろうな広告物等の基準)</p> <p>第七条 条例第十条第二項ただし書の規定による基準は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築基準法第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものとする。</p>	<p>(堅ろうな広告物等の基準)</p> <p>第七条 条例第十条第二項ただし書の規定による基準は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築基準法第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの、同法第八十八条第一項において準用する同法第六条の二第一項の規定に基づき同法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたものとする。</p>

第九号様式の七を次のように改める。

第9号様式の7（第9条関係）

屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

報告者 住所  
氏名

（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第11条の規定により報告します。

1 屋外広告物の概要

(1) 既許可番号等	年 月 日 第 号
(2) 表示（設置）場所	
(3) 設置年月日	年 月 日
(4) 点検日	年 月 日

2 点検結果

点検箇所	点検項目	判定結果 (注1)	① 判定理由	
			② 改善の内容、その他備考	③ 改善年月
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	A・B・C 該当なし		年 月
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	A・B・C 該当なし		年 月
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	A・B・C 該当なし		年 月
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	A・B・C 該当なし		年 月
	2 鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	A・B・C 該当なし		年 月
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	A・B・C 該当なし		年 月
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	A・B・C 該当なし		年 月
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	A・B・C 該当なし		年 月
広告板・文字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	A・B・C 該当なし		年 月
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	A・B・C 該当なし		年 月
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	A・B・C 該当なし		年 月
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	A・B・C 該当なし		年 月
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	A・B・C 該当なし		年 月
	3 周辺機器の劣化、破損	A・B・C 該当なし		年 月

その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	A・B・C 該当なし		年 月
	2 避雷針の腐食、損傷	A・B・C 該当なし		年 月
	3 その他点検した事項（ ）	A・B・C 該当なし		年 月

注1：判定結果 A：異常なし。

B：多少の劣化は見受けられるが補修等の手直しや修繕を要するほどの異常はない。

C：安全又は良好な景観ではない。補修、修繕、建替え等の是正が必要である。

判定結果は、点検時を基準として、点検結果に基づいて判定した結果を記入してください。

注2：本様式は、原則として申請1件につき1部使用します。広告物等の個数が多く点検結果を記載出来ない場合は、内訳を作成してください。

3 点検者等（表示面積1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物等の場合のみ記載）

(1) 氏名	
(2) 住所及び電話番号	
(3) 資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員又は技能検定合格者（帆布製品製造又は広告美術） <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> 点検技能講習終了者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
(4) 広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> サイン・ポール <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考1 この報告書は、表示面積が1平方メートル以上の広告物等について、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物継続許可申請書に添えて提出してください。ただし、新たに設置された掲出物件、表示面積が1平方メートル未満の広告物又は建築基準法第12条第1項に規定する定期報告を行った建築物に設置された広告物等は除きます（定期報告を行ったものについては、定期報告書の写しを提出してください。）。

2 □には、該当するものにレ印を記入してください。

3 点検後（補修等の是正をした場合は是正後）の広告物等の写真（申請の日前2月以内に撮影した写真で、広告物等の安全性等を確認できるもの）を添えて提出してください。

4 表示面積が1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物等は、点検者の資格を証明する書類の写しを添えて提出してください。

備考
----

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九号様式の七の改正規定は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に同項ただし書に規定する改正規定による改正前の三重県屋外広告物条例施行規則の様式により提出されている報告書は、同項ただし書に規定する改正規定による改正後の三重県屋外広告物条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。

告 示

**三重県告示第 162 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、令和 8 年 3 月 17 日付けで三重県総合文化センターの利用料金の変更を承認しましたので、三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金の承認の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金の承認の一部を改正する告示  
 三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金の承認（令和 7 年三重県告示第 157 号）の一部を次のように改正する。

2(1)キ(イ)の表中

「

スポットライト（ギャラリーを除く）	1 k w	210
-------------------	-------	-----

」

を

「

スポットライト（ホール）	1 k w	210
スポットライト（リハーサル室）	1 台	100

」

に、

「

ビデオプロジェクター	1 式	2, 120
------------	-----	--------

」

を

「

プロジェクター	1 式	2, 120
高性能プロジェクター	1 式	5, 000

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**三重県告示第 163 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、亀山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

### 三重県告示第 164 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

### 三重県告示第 165 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市・多気郡多気町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに松阪市役所及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 166 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月17日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北牟婁郡紀北町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
北牟婁郡紀北町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 167 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年3月17日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
尾鷲市・北牟婁郡紀北町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 168 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
熊野市・南牟婁郡紀宝町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに熊野市役所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 169 号**

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示  
雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。  
別表 1(4)の表に次のように加える。

5	県産酒米の価格高騰対策支援補助金	酒米の価格高騰の影響を受けている県内清酒製造事業者に対して、清酒の製造のために使用する三重県産酒米の価格高騰分の一部を支援することで、三重の高品質な酒づくりの維持を図る。	清酒の製造のために使用する令和 7 年産の三重県産酒米の価格高騰分の一部に相当する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	--------	--------

別表 1(5)の表に次のように加える。

22	自動車関連企業等による国内販路拡大・開拓等支援事業補助金	県内自動車関連中小企業等が行う国内販路拡大・開拓等の取組に必要な経費の一部を補助することにより、企業競争力の維持・強化を図る。	国内で開催される展示商談会への出展に要する経費	1/2 以内	別に定める。
----	------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------	--------	--------

別表 1(6)の表に次のように加える。

16	三重県被災事業者事業継続支援補助金	大雨等により被害を受けた事業者の速やかな復旧を支援することで、事業者の事業継続を図る。	事業用施設又は設備の復旧に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-------------------	---------------------------------------------	--------------------	--------	--------

別表 2 の表中第 15 号の項を第 16 号の項とし、第 10 号の項から第 14 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 9 号の項の次に次のように加える。

10	三重県被災事業者事業継続支援補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産にあっては、同省令に定める耐用年数に相当する期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めがない財産にあっては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産
----	-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

## 三重県告示第170号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、令和8年3月17日から同年4月6日まで、三重県土整備部港湾・海岸課、三重県伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。

令和8年3月17日

三重県知事 一見 勝之

## 1 出願の年月日

令和8年1月28日

## 2 出願者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

出願者

三重県

津市広明町13番地

代表者

三重県知事 一見 勝之

津市広明町13番地

## 3 埋立区域

## (1) 位置

三重県度会郡南伊勢町相賀浦字河内脇439番1から481番を経て483番1に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち1の地点から13の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と13の地点を結ぶ令和6年の秋分の日満潮位（T. P. +0.84m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 三重県度会郡南伊勢町大字礪浦字大間191-3番地の国土地理院三等三角点「黒崎」（北緯34度18分13秒6017、東経136度39分44秒6834）から230度41分57秒 1,518.83mの地点

2の地点 1の地点から97度43分11秒 1.36mの地点

3の地点 2の地点から187度42分31秒 15.16mの地点

4の地点 3の地点から245度29分33秒 21.25mの地点

5の地点 4の地点から269度03分28秒 24.14mの地点

6の地点 5の地点から265度56分32秒 3.24mの地点

7の地点 6の地点から259度43分54秒 3.24mの地点

8の地点 7の地点から256度36分14秒 6.01mの地点

9の地点 8の地点から249度17分35秒 3.82mの地点

10の地点 9の地点から234度39分02秒 3.82mの地点

11の地点 10の地点から195度29分26秒 15.96mの地点

12の地点 11の地点から157度42分40秒 23.68mの地点

13の地点 12の地点から247度42分32秒 11.97mの地点

## (3) 面積

1,266.03平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

三重県度会郡南伊勢町相賀浦字河内脇438番から481番を経て483番1に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面及び陸域

## (2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点とタの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 三重県度会郡南伊勢町大字礪浦字大間191-3番地の国土地理院三等三角点「黒崎」（北緯34

度 18 分 13 秒 6017、東経 136 度 39 分 44 秒 6834) から 230 度 58 分 26 秒 1, 510. 67mの地点

- イの地点 アの地点から 135 度 46 分 35 秒 6. 63mの地点
- ウの地点 イの地点から 121 度 38 分 51 秒 20. 08mの地点
- エの地点 ウの地点から 208 度 46 分 59 秒 15. 00mの地点
- オの地点 エの地点から 251 度 14 分 07 秒 3. 24mの地点
- カの地点 オの地点から 176 度 17 分 34 秒 35. 05mの地点
- キの地点 カの地点から 239 度 00 分 57 秒 32. 55mの地点
- クの地点 キの地点から 205 度 25 分 21 秒 28. 82mの地点
- ケの地点 クの地点から 255 度 56 分 52 秒 35. 40mの地点
- コの地点 ケの地点から 344 度 27 分 58 秒 14. 61mの地点
- サの地点 コの地点から 321 度 31 分 27 秒 20. 77mの地点
- シの地点 サの地点から 348 度 32 分 30 秒 55. 75mの地点
- スの地点 シの地点から 73 度 13 分 59 秒 37. 34mの地点
- セの地点 スの地点から 87 度 58 分 25 秒 32. 44mの地点
- ソの地点 セの地点から 49 度 17 分 01 秒 8. 32mの地点
- タの地点 ソの地点から 6 度 12 分 34 秒 12. 20mの地点

(3) 面積

7, 602. 02 平方メートル

5 埋立地の用途

海岸保全施設用地及び道路用地

三重県告示 171 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条第 3 項の規定により、的矢港臨港地区を指定したいので、次のとおり臨港地区指定の案を公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 臨港地区指定をする区域

的矢港

関係図面において表示します。

2 縦覧場所

三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県志摩建設事務所

公安委告示

三重県公安委員会告示第 6 号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区（昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

改 正 後				改 正 前			
警察署の名称	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称及び位置	所管区	警察署の名称	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称及び位置	所管区

(略)	(略)	(略)	(略)	
鈴鹿警察署	(略)	(略)	鈴鹿警察署	
	平田交番	鈴鹿市のうち	平田交番	
	鈴鹿市算所二丁目	地子町、三日市町、三日市一丁目、三日市二丁目、三日市三丁目、三日市南一丁目、三日市南二丁目、三日市南三丁目、道伯町、道伯一丁目、道伯二丁目、道伯三丁目、道伯四丁目、道伯五丁目、住吉町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、国府町、八野町、平野町、和泉町、小田町、西富田町、中富田町、汲川原町、庄野町、弓削町、弓削一丁目、弓削二丁目、岡田町、岡田一丁目、岡田二丁目、岡田三丁目、甲斐町、竹野町、竹野一丁目、竹野二丁目、算所町、算所一丁目、算所二丁目、算所三丁目、算所四丁目、算所五丁目、阿古曾町、大池一丁目、大池二丁目、大池三丁目、平田町、庄野羽山一丁目、庄野羽山二丁目、庄野羽山三丁目、庄野羽山四丁目、庄野共進一丁目、庄野共進二丁目、庄野共進三丁目、庄野東一丁目、庄野東二丁目、庄野東三丁目、平田本町一丁目、平田本町二丁目、	鈴鹿市のうち	地子町、三日市町、三日市一丁目、三日市二丁目、三日市三丁目、三日市南一丁目、三日市南二丁目、三日市南三丁目、道伯町、道伯一丁目、道伯二丁目、道伯三丁目、道伯四丁目、道伯五丁目、住吉町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、国府町、八野町、平野町、庄野羽山一丁目、庄野羽山二丁目、庄野羽山三丁目、庄野羽山四丁目、庄野共進一丁目、庄野共進二丁目、庄野共進三丁目、庄野東一丁目、庄野東二丁目、庄野東三丁目、庄野町の一部（鈴鹿川以南の地域）、弓削町、弓削一丁目、弓削二丁目、甲斐町、竹野町、竹野一丁目、竹野二丁目、岡田町、岡田一丁目、岡田二丁目、岡田三丁目、算所町、算所一丁目、算所二丁目、算所三丁目、算所四丁目、算所五丁目、阿古曾町、大池一丁目、大池二丁目、大池三丁目、平田町、平田中町、平田一丁目、平田二丁目、平田本町一丁目、平田

			平田東町、平田新町、平田中町、平田一丁目、平田二丁目				本町二丁目、平田東町、平田新町
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		若松警察官駐在所	(略)		若松警察官駐在所	(略)	(略)
		鈴鹿市若松北一丁目			鈴鹿市若松北一丁目		
		(略)	(略)		庄野警察官駐在所	鈴鹿市のうち	庄野町のうち（鈴鹿市を
		(略)	(略)		鈴鹿市汲川原町	除く。）、汲川原町、和泉町、小田町、西富田町、中富田町	除く。）、汲川原町、和泉町、小田町、西富田町、中富田町
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松阪警察署		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		明和交番	(略)		明和交番	(略)	(略)
		多気郡明和町大字馬之上			多気郡明和町大字馬之上		
		東黒部警察官駐在所	松阪市のうち		西黒部警察官駐在所	松阪市のうち	松名瀬町、西黒部町、高須町
		松阪市東黒部町	柿木原町、土古路町、出間町、大垣内町、保津町、腹太町、井口中町、六根町、魚見町、川島町、東久保町、西黒部町、高須町、松名瀬町、東黒部町、垣内田町、蓮花寺町、新開町、牛草町、乙部町、神守町		松阪市西黒部町	松阪市のうち	東黒部町、柿木原町、土古路町、出間町、大垣内町、保津町、腹太町、井口中町、六根町、魚見町、川島町、東久保町、乙部町、垣内田町、神守町、牛草町、蓮花寺町、新開町
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊野警察署		署所在地	熊野市のうち		署所在地	熊野市のうち	木本町の一部（千木を除く。）、井戸町、有馬町の一部（羽市木）
			磯崎町、有馬町の一部（羽市木）、井戸町、木本町、大泊町				千木を除く。）、井戸町、有馬町の一部（羽市木）

	新鹿警察官 駐在所 熊野市新 鹿町	熊野市のうち 須野町、甫母町、 二木島町、遊木町、 波田須町、新鹿町、 二木島里町		新鹿警察官 駐在所 熊野市新 鹿町	熊野市のうち 須野町、甫母町、 二木島町、二木島 里町、遊木町、新 鹿町
	(略)	(略)		泊警察官駐 在所 熊野市大 泊町	熊野市のうち 木本町の一部(千 木)、大泊町、磯 崎町、波田須町
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（中勢用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 8 年 2 月 27 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員就任の届出がありました。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

清算法人平谷・前村土地改良区（多気郡多気町平谷 446 番地）

就任清算人

多気郡多気町平谷 446 番地	坂 浦 正 生
"    "    前村 1488 番地 1	森 田 正
"    "    平谷 685 番地 2	森 田 泰 之
"    "    "    702 番地 1	森 田 章
"    "    前村 1457 番地 2	東 山 義 美

就任監事

多気郡多気町平谷 810 番地	大 谷 実
"    "    "    338 番地	中 井 法 夫

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 8 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量（地盤沈下関連精密水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が

令和8年2月20日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年3月17日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域  
度会郡度会町五ヶ町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、志摩市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年3月17日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
志摩都市計画汚物処理場  
鳥羽志勢広域連合し尿焼却場
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月17日

三重県知事 一見勝之

- 1 特定役務の名称 漁業取締船「伊勢」浮棧橋製作業務
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部水産資源管理課
- 3 落札者決定日 令和8年2月25日
- 4 落札者 三重県北牟婁郡紀北町長島1890-1  
きりゅう造船株式会社 代表取締役 中野 保
- 5 落札金額 入札価格 86,500,000円  
契約金額 95,150,000円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和8年1月9日

**正 誤**

令和7年12月24日付け三重県公報号外に登載しました、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則中

ページ 行  
15 下から7

する者					誤
する者並びに					正
水産に関する					
学料を置く高					

高等学校の教育 職員					
---------------	--	--	--	--	--

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---